

競争法違反に対する制裁（補足）

今井猛嘉

イギリス関係

・イギリスにおいて、競争法違反、特にカルテルに関して、法人が処罰されていない理由。
2002 年企業法制定時の事情。

- (1) イギリスの伝統
- (2) EC 競争法の特徴
- (3) 抑止効果と個人処罰

・公正取引庁(OFT)と重大不正捜査庁(SFO)の権限分配。特に刑事事件捜査のあり方

OFT, Powers for investigating criminal cartels,

Memorandum of Understanding(between OFT and SFO)

「重大、又は複雑なカルテルの存在が疑われ、カルテル罪による個人の捜査・訴追につき、
OFT と SFO が協力すべき事案」

SFO による事案の受理、補充捜査（Criminal Justice Act 1987,s.2.）

・ financial penalty の性格（行政制裁金か否か）

行政制裁金としての性格

刑罰としての性格を認める立場（Napp 事件での判断）

ヨーロッパ人権条約（ECHR）6 条の考慮の適否

・ financial penalty の要件としての故意・過失の性格：犯罪成立要件との比較

犯罪成立要件より一段軽いもの？

認定論。要件論（その通説的見解は？）。現地調査。

Cf. FSA、the Financial Services and Markets Act 2000（FSMA）所定の民事罰

・ financial penalty に対するリーニエンシーの適用と刑事罰の関係

現地調査

・ financial penalty の算定方法。事業者の総売上高の 10%の意義

OFT's Guidance as to the Appropriate Amount of a Penalty

事業者（undertaking）の関連総取引高（relevant turnover）の 10%

the relevant market と the closest substitutes to the product

地理的範囲に拘束されない規範的概念

- ・ 競争当局による調査手続の特徴、financial penalty 賦課手続の特徴、対象者の権利（実質的証拠法則の有無、EC の法制との類似性の有無等）
 - ・ 1998 年競争法 = EC 競争法向き。
 - ・ 2002 年企業法 = 合衆国の反トラスト法等向き
 - ・ 実質的証拠法則の点。現地調査事項。
 - ・ 適正手続の保障。EC の状況に類似。

事業者が、弁護士の到着後に調査を始めることを調査機関に請求する権利

事業者と弁護士（法律専門家）との通信を秘密にする権利（1998 年競争法 30 条）

事業者が社外弁護士から得た書類を秘密にする権利

事業者の自己負罪拒否特権

EC の状況（概説）： Orkem 判決¹。否定。

Funke 判決²。肯定。

Saunders 判決³。限定的にのみ肯定。

UK の状況： 1985 年会社法（Companies Act 1985）の 434（5A）

近時の判例⁴。Saunders 判決の意義が限定的に理解。

¹ Orkem v.Commission(1989)ECR 3283.

² Funke v.France(1993)16 EHRR297.

³ Saunders v.UK(1997)23 EHRR313.

⁴ R v.Hertfordshire County Council,ex parte Green Environmental Industries Ltd and another(2000)1 All ER 773.

フランス関係

- ・ 行政制裁金の算定方法（これを自然人にも課しうるか、という点を含む）
自然人が名宛人となる場合もある（商法 L420 - 1 等）
- ・ 金銭的制裁（une sanction pecuniaire）の算定に係るガイドラインの存否
競争評議会、第 11 次年次報告書（1997 年）
三要素（違反事実の重大性、
それが経済にもたらした影響、
違反者と認定された者の状態）

違反事実の重大性

- （ ）事業者の規模
- （ ）支配的地位の濫用は重視されず
- （ ）違反の量的な大きさ（違反行為の期間、違反反復の程度、法令上、供給すべき物品に係るカルテル、不可欠な物品ないしは施設に係るカルテル、新たなサービスに係る市場への参入阻害）

違反行為が経済にもたらした影響

- （ ）国家等公共団体の経済システムへの影響
- （ ）公共調達に係る契約締結のルールに要因があれば軽減する事情に
- （ ）違反行為に関与していた期間、市場で有しているシェア

違反者と認定された者の状態

- （ ）反競争的な意図の存在（金銭的制裁を加重する事情）
- （ ）反競争的な意図の存在は、一定の状況から推定される
（e.g. 同業者の同種の行為に対する処理、大企業であること、事前の通知、前歴）
- （ ）反競争的行為の反復は（金銭的制裁を加重する事情）
- （ ）反競争的行為を主導したという事実（金銭的制裁を加重する事情）
- （ ）付随的に関与したに止まる場合等（金銭的制裁を軽減する事情）
- （ ）競争評議会の調査開始後の反競争的行為継続（金銭的制裁を加重する事情）
- （ ）競争評議会の調査に協力したという事実（金銭的制裁を軽減する事情）
- （ ）リニエンシー・プログラムを採用したとの事実（金銭的制裁を軽減する事情）⁵。

⁵もっとも、判例は、事業者が競争法に適合する政策を採用したという事実だけで、金銭的制裁の軽減を認めることには、消極的である。E.g. Cour d'Apple de Paris, 7 July 1994.

- ・金銭的制裁（une sanction pecuniaire）の算定方法（事業者の総売上高の10%の意義）
取引が観念される商品の特性に応じて、世界規模で換算（商法 L464-2 第1項）
- ・金銭的制裁（une sanction pecuniaire）の性格（行政制裁金としての性格の有無）
競争評議会が課す金銭的制裁は、行政制裁金であって、罰金ではない
- ・financial penalty の要件としての故意・過失の性格：犯罪成立要件との比較
犯罪成立要件より一段軽いもの？
認定論。要件論（その通説的見解は？）。現地調査。
- ・競争当局による調査手続の特徴、financial penalty 賦課手続の特徴、対象者の権利
（実質的証拠法則の有無、EC の法制との類似性の有無等）
 - ・基本的な制度の確認（L462-5：競争評議会の審査権限。
 - L450 3：不動産等への立入権、帳簿等閲覧請求権
 - L450 4：裁判所の許可、不動産への立入り、書面等押収権限
- ・争われてきた諸権利
 - （ ）競争評議会での審問において聴聞を受ける権利
L463 - 7：当事者の権利ではない。聴聞の請求が可能だけ。
 - （ ）資料利用権
L463-2：資料閲覧は可能
 - （ ）自己負罪拒否特権
商法には条文なし。先例上、是認されている。
 - （ ）法律上の特権
 - （ ）弁護士に依頼する権利
調査と競争評議会での手続において、肯定（先例による）
 - （ ）弁護士と顧客との間の書面の秘匿に関する権利
肯定（先例による）。
但し、弁護士との協議が競争評議会への不服申立を基礎付ける場合は別。
 - （ ）制裁重複の禁止
 - ・先例で限定的に是認。
 - 「先の制裁と同じ性質の制裁であり、同一の事実に関して同一の者に課される制裁

であって、同一の条項が適用されるべき制裁（この意味で、先の制裁と同じ性質のもの）」に限り、その重複適用が禁止される

- ・フランス法と EC 法の双方が適用される事案に、制裁重複の禁止が働くか先例は否定⁶。

- ・フランスの競争当局と EC 及び EC 加盟国の競争当局との関係如何。

競争評議会は、他国の競争当局によって制裁金が課せられた違反については、審査をしない（慣行）。

関連規定として、商法 L462 - 9（競争評議会は、問題とされている行為に対して、刑事制裁あるいは行政制裁がフランスにおいて既に加えられている場合には、当該行為につき、外国の競争当局に協力することを拒絶できる）

⁶ Cons.conc.n95-D-76.